

震災復興行財政をめぐる諸問題と今後の諸課題

宮入 興一（愛知大学）

はじめに

東日本大震災は、地震災害と津波災害、さらに原発災害と風評被害まで伴って、災害史上空前の複合巨大災害となった。それから1年8ヵ月、被災地にはいまだ2,800人の行方不明者が残され、また、約33万人の避難者が、遠くの仮設住宅や借り上げ住宅で、見通しのつかない不自由な生活を余儀なくされている。原発災害も、なお収束の目途がたっていない。その一方、被災地では、復興過程が進み出している。

本報告の目的は、東日本大震災の災害像の特徴を前提に、復興をめぐる国と被災者（被災地）との間の復興理念の対抗を「人間の復興」と関わらせて明らかにし、それらを踏まえて、現行の災害復興制度の限界とその根本的な転換の方途を提起するとともに、それらに照らして大震災の復興行財政の実態と今後の課題を明らかにすることにある。

I. 東日本大震災－その災害像の特徴と問われている「この国のあり方」

・巨大災害は、常にその社会の弱点や暗部を正確に突き、その深部を一瞬にして拡大鏡のように映し出す。今回の大震災は、日本の国土の特異さと同時に、わが国の政治・経済・社会の実相と矛盾をも鮮明に露呈させた。こうした視点から見た大震災の特徴は何か。

1. 超巨大複合災害－阪神・淡路大震災を遥かに上回る複合巨大災害（表1～表3）

・人的被害 死者・行方不明者約2.1万人（阪神・淡路6,437人の3.3倍）。建物被害 全壊約12.9万戸（同10.5万戸）、半壊26.5万戸（同14.4万戸）、一部損壊72.7万戸（同39.1万戸）。経済的被害は約16～25兆円と阪神の9.9兆円を大きく超え、これに10兆円は下らないとされる原発事故損害額が加わる。

・被災地域は、災害救助法適用だけでも10都県241市区町村（同2府県25市町村）と広大で、地震・津波被害、地盤災害、液状化、コンビナート災害、そして原発災害まで、多様な巨大複合災害が、東北沿岸部を中心に関東内陸まで及んだ。

2. 経済社会の歪みと構造改革路線によって痛めつけられてきた地方都市・農村型災害

・東北地方は戦後の高度成長期に労働力・資源・食料・エネルギーの東京圏への供給基地とされ、他方で農林漁業の衰退と過疎化高齢化を強めてきた。加えて、90年代からの地方行革や市町村合併の強行のもとで、自治体の職員削減と機能低下を一層深めていた。←弱体化した地方都市・農漁村が、津波の直撃で一気に壊滅（住民、自治体職員の死亡率も高い）。

・地域の基礎体力が落ち、災害抵抗力の弱体化した地域の再生と、その根底にある日本経済社会の歪みの是正や新自由主義の構造改革路線からの決別が不可欠。

3. 国土構造の歪みを反映した多様化・広域的災害

- ・大震災は、東京一極集中に象徴される日本の国土構造の歪みと都市問題・農村問題、過密・過疎問題の深刻さを改めて浮き彫りにした超広域・多様化災害
 - ・阪神大震災（「大都市型災害」）と比べ、面積でも10倍以上の広域化災害。
 - ・多様化災害－(1)地域的
 - ①三陸海岸の地方都市の市街地、漁業都市（久慈～石巻）
 - ②大小の漁港をもつ漁村集落、漁業小都市（大槌、南三陸等）
 - ③仙台平野から南部沿岸の市街地、農漁村（多賀城、名取等）
 - ④福島原発事故の被害影響地域
 - ⑤液化化や宅地被害を含む関東地方（茨城・千葉・栃木・東京等）
 - (2)素因的一津波・地震災害、原発災害、経済的実害（風評等）、複合災害
 - (3)被災者－漁民、農民、商工業者、雇用者／高齢者、障害者、児童等
- 復興計画は、国や県が上から画一的に押し付けることなく、各地域の多様性に応じて、被災住民が主体となって、被災地の住民と自治体が合意を形成しながら下から計画を作成し、国・県はそれを支えていかなければならない。

4. エネルギー政策の失敗と前代未聞の「原発震災」

- ・福島第一原発の炉心溶融事故による大量の放射性物質の大気・海水への放出→土壌・水・畜産・水産・人間等への放射能汚染問題の深刻化（地球レベルの最悪の環境問題）。
- ・特に原発周辺の住民、自治体への影響は極度に深刻化－強制的な域外避難→生活の困窮化と将来展望が見えず、希望喪失→流民化、棄民化させられようとしている。
 - 東電とともに、エネルギー・原発政策を主導してきた国の責任の明確化→責任をもって、早急に原発事故の収束を図るとともに、被災者と被災地に早急に全面賠償と再生の方針・展望を明示することが緊要な課題。
 - 「脱原発」と再生可能エネルギーへのエネルギー政策の抜本的転換が不可欠。

5. 災害の長期化と跛行化

- ・原発事故による2次被害、間接被害の長期化・拡大化・跛行化
- ・国の災害対策のまずさと遅れが被災者と被災地の回復を長引かせ、生活や生業の立ち直りを困難にし、生活苦や倒産、地域経済社会の悪循環的衰退を助長（「政治災害」）。
 - 早急に、従来の政策手法や制度を超える抜本的対策を講じる必要性（3次の補正予算と12年度当初予算の適否）。中央政治の混乱と無責任体質の克服こそ必要。
 - 特に、原発災害については、前例のない特別の対策が緊急に不可欠。

II. 「災害復興」の基本理念と東日本大震災復興の基本的問題点－復興基本法の検討

- ・自然災害は必ず起き、災害復興は必然的に必要となる。では、災害復興の理念は何か。また、今回の大災害で国の復興対策はその理念に沿うものとなっているか。

1. 災害復興の基本的理念－「人間復興」と「コミュニティと住民自治の復興」

- ・福田徳三による災害復興理念としての「人間復興」の提唱（1923年関東大震災）。
- ・「人間復興」とは、災害によって破壊された「生存の機会の復興」。そのためには、「生

活・営業・労働機会の復興」が不可欠。他方、道路や建物の復興は、こうした「営生の機会」を維持・擁護するための手段に過ぎない。←戦後の日本国憲法第13条「人間の尊厳と幸福追求権」、第22条「居住権、職業選択権」、第25条「生存権」、第26条「教育権」、第27条「労働権」等の基本的人権、そして「人間の安全保障」の考え方とも通底し、共鳴しあっている。

- ・「人間復興」は、災害復興の第一の基本理念。しかし、それらに加えて、これを支えるべき人々の「絆の復興」、とりわけ「地域コミュニティと住民自治の復興」が不可欠。
- ・この広義の「人間復興」の理念は、阪神大震災の際に掲げられた、経済成長・開発最優先の「創造的復興」とは対極にある。阪神では、「創造的復興」の名の下に、平時になしえなかった大規模な市街地再開発、新空港建設、最新港湾の整備、基幹道路など巨大な産業インフラの建設が実施された。しかし、その結果は、投入資金16兆円の約9割が域外大手企業に転がり込み、反対に被災地では、域内で資金が循環せず、地域経済は停滞したまま復興は遅れた（cf. 「10年たっても7割復興」）。

2. 「東日本大震災復興基本法」とその問題点

・今回の大震災復興の基本的な復興支援の理念と枠組みを構築する特別法として制定されたのが「東日本大震災復興基本法」（2011.06.24施行）。←「復興構想会議」の論議。

・しかし、同法とこれに基づく復興基本方針は、いくつもの重大な問題点をはらんでいる。

① 法の「基本理念」において、被災者の生活・生業・労働機会・コミュニティの復興、すなわち「人間復興」の視点がほぼ完全に欠落している。→「単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生」、「21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して」、国の内外の諸課題を解決するために先導していくことが震災復興の第一の理念とされた。→経済グローバル化を背景とし、阪神で失敗した「創造的復興」を一段とエスカレート（cf. 日本経団連の「緊急提言」（3.31）、「復興・再生マスタープラン」（5.27）、経済同友会の「第2次緊急アピールー新しい日本の創世を」（4.6）、「震災復興計画第一次提言」（6.8）で示した漁業や農業の「復興特区」、民間資本参入、TPPなどの「新自由主義的構造改革」路線を、震災復興に注入することを画策。）。

② 復興推進のプロセスにおいて、国による「上から外からの復興」を押し付けようとしている。地方自治体は、与野党三党合意で新たに盛り込まれた、「国の基本方針を踏まえて、必要な措置を講じる責務を有する」ものとされ、被災者や被災地の実情よりも、国の方針を優先させられかねない（→村井宮城県知事はその先導役を自認）。

③ 「復興庁」とその下でお墨付きを得た「復興推進会議」の権限の強化。

・その一方、東日本大震災の復興過程は、こうした「上から外からの復興」だけが一方的に押し付けられていくことを許さない状況や運動をも生み出し、拡大している。

・岩手・宮城・福島での県レベルでの県民会議、県民センター、共同センターの組織化。それらの組織が実施する、被災県民意識調査、情報交流集会、対政府・自治体要求等の展開。また、被災市町村レベルでの、住民自治組織や復興NPO、地域懇談会など、被災者の声を反映した「下から内からの復興」の動きも見逃せない。

→災害復興をめぐる対抗軸の鮮明化ー「上から外からの大企業本位・財界と政府主導

の復興」か、「下から内からの人間本位・被災住民と自治体主導の復興」か。

Ⅲ. 従来型災害復興制度の限界と「人間復興」の制度への大転換の提起

・未曾有の巨大複合災害となった東日本大震災は、わが国の従来型復旧復興制度に対して、必ずしも過去の経験や法制度にとらわれない、それらを超えたより根本的な反省と、21世紀型への大転換を迫るものとなっている。

・東日本大震災の実態と教訓を踏まえて、日本の旧来型復興制度を、21世紀に相応しい復興制度に転換するには、「人間復興」や「人間の安全保障」の理念に則った復興制度に大きく転換していくことが欠かせない。

1. 「救急・選別型救助」の限界と「普遍的な生存機会再生型救助」への転換

・被災者の応急対策は、主として「災害救助法」に基づき、大多数の被災者は被災後短時間で通常の生活に戻れるので救助水準が低くても仕方なく、その後は、少数の社会的弱者を選別的に救助すれば足りるとの大前提に立ってきた。

・しかし、大震災のように、1年8ヵ月たっても33万人余の避難者（内県外は約6.8万人、福島県は約5.9万人）が長期避難を余儀なくされ、被災者の生活・生業・雇用状況も一層深刻化、長期化←制度の欠陥。

→災害によって「現に救助を必要としている」多数の被災者に対し、しかも中長期的な生活・生業・雇用再建(生存機会再生)への繋ぎ施策が不可欠→救助制度の転換。

2. 「公共施設原形復旧」の限界と「社会インフラ機能強化復旧」原則への転換

・今回生じた沿岸域の大規模な地盤沈下や液状化地盤災害の拡大、郊外部の盛土造成地の大規模な崩壊、民間一般病院・診療所の倒壊、水産施設や養殖施設の損壊などの大量発生は、これまでの公共施設原形復旧では回復は不可能。

・従来の「公共施設原形復旧」に固執するのではなく、公共性をもつ施設や土地地盤も対象に含めた、「機能強化型復旧」制度への転換と支援の拡充が不可欠となっている。

3. 「個人財産自己責任」の限界と「地域共同社会再生」原則への転換

・日本の災害復興制度の最大の問題は、災害で失われた個人財産の保障、すなわち被災者個人への生活再建・生業再建への公的支援が極めて手薄く、自己責任原則であること。

・しかし、今回の災害は、被災者の生活・生業・就労・コミュニティの一体的な再建なしには「人間復興」の基盤である地域共同社会の復興は不可能であることを実証した。

・「人間復興」のためには、住宅再建が要諦である。しかし、それだけでは足りず、漁船・水産施設、工場、事業所、商店街など、生業や就業機会の再建がワンセットとなった、地域共同社会の再生が基本的に担保されなければならない。

・また、住宅再建や生業再建のためには、住宅ローンや銀行借入など既往債務（二重ローン）の解消のための債務免除・買上げ・凍結を含む新規支援制度の創設が不可欠。

・単なる「自己責任」から、「地域共同社会再生」への復興理念の大転換が焦眉の急。

4. 開発・成長最優先の「創造的復興」の限界と維持可能社会の「人間復興」への転換

・今回の大震災では、国・県による上からの画一的な開発構想や漁港・農地の大規模集約化、漁業等への民間資本導入、復興特区、TPPの導入など、国内外の大手開発資本や復

興ビジネスに投資機会と利益を集中させる成長・開発型の「創造的復興」が、阪神・淡路と比べても格段に拡大している（→グローバル時代の惨事便乗型「災害資本主義」）。

→被災地の一段の疲弊化とコミュニティの崩壊を助長する危険性が高いー宮城県の例。
・そうではなく、特に漁業では、漁協や漁民組合へのグループ補助や漁船等の共同利用制の新設（cf. 重茂漁協等）。農業では、農地を一時公有して除塩・圃場整備の後、元の農家にリース、将来的には払下げも可能とする。復興都市計画では、被災者が主体となって地域ごとに復興計画を練上げて合意し、自治体と協働して全体の復興計画を人間の生活・生業・コミュニティの社会基盤として作成、実現していく（Ex. 宮古市、気仙沼市など）。

5. 上からの「集権・官僚型復興」の限界と下からの「分権・自治型復興」への転換

・広域・多様・複合的な大災害の下で、国による集権・官僚型の復興計画は、被災者・被災地の実態とニーズに沿った復興を実現することは不可能。→「分権・自治型の復興」へ。
・そのためには、権限とともに、財源の分権化も必要。→今回新設された復興交付金、取崩型復興基金、復興交付税、復興増税、復興特別会計、復興庁などは、一部は分権の前進面をもちながらも、基本的には依然として集権的性格を色濃く有している（後述）。

6. 「原発神話」からの脱却と「脱原発・再生可能エネルギー型復興」への転換

・福島第一原発については、一日も早く原発事故を収束させ、今後の見通しと正確な情報公開をさせる必要がある。特に緊急の課題は、原発周辺の避難住民や、農民・漁民・商工業者に対して、東電と国の責任で、全面賠償を即時実行させることである。また、事実上自治体任せとなっている放射能汚染の除去を急ぎ、国の責任で最終処分場の設置の展望と除染費用の全額東電・国負担を明確にさせること。

・「原発神話」崩壊の現実を踏まえて、脱原発を復興の基本理念に掲げ、再生可能エネルギーへの転換を21世紀の復興原則の中心に措定する（cf. 「福島県復興ビジョン」）。

IV. 復興予算・復興財源と今後の課題

・復興理念と復興政策の内実は、復興予算と復興財源、復興増税等のあり方に端的に表れざるを得ない。以下、本格復興予算となった2011年度第3次補正予算を中心に、2012年度当初予算（復興特別会計）をも加味しながら、予算に反映された復興施策の内実とその財源問題について簡潔に考察しよう。

1. 東日本大震災関係予算の特徴

・東日本大震災関係予算は、2011年度の第1～3次補正と、2012年度当初予算を合わせて合計約19兆円となっている（表5）。このうち第1次補正は、災害救助、ガレキ処理、災害復旧、緊急融資を中心に、約4兆円が、また、第2次補正は、地方交付税、生活再建支援金、原発損害賠償、予備費などの緊急支出に充てるとして、約2兆円が計上された。第3次補正は、本格的復興に必要な経費として約9兆円が追加された。2012年度からは、復興予算をトータルに管理するとして「東日本大震災復興特別会計」が設置され、約3.8兆円が計上された。復興特会の全体のフレームは図1のようになっている。しかし、復興予算全体の柱となっているのは第3次補正予算なので、以下、2011年度第3次補正を中心に、12年度当初予算、13年度概算要求をも加味して分析を進めたい。

2. 2011年度第3次補正予算等を中心とする主な復興施策の内容と特徴

(1) 大震災関係経費の概要と問題点（表5～表8）

・東日本大震災関係経費の概要と問題点を指摘すれば、以下の点が指摘できる。

①**震災関係経費の真水部分** 震災関係予算のうち実際復興に充当される予算は見かけほど大きくはない。第3次補正予算約11.7兆円の中には第1次補正で充当された基礎年金臨時財源減額等約2.5兆円が含まれている。これと予備費減額分を差引いた大震災関係経費は約9.0兆円とされている。しかし、そこにも円高対策費約2兆円が潜り込ませている。また、「全国防災対策費」の約1兆円、「その他の東日本大震災関係経費」約4兆円のうち約1.3兆円についても、以下のように、直接震災復興経費とはいえない部分が紛れ込んでいる。さらに、会計検査院の検査結果によれば、11年度第1次～第3次補正までの震災関連経費約14.9兆円の内、実際に支出された経費は8.9兆円(54.2%)に過ぎず、残る5.7兆円(38.3%)は繰越され、不用額も1.1兆円(7.4%)に達した。なお、災害廃棄物処理事業費も約1.1兆円予算計上されたが、最終処理はまだ約18%と著しく遅れている。これには、処理能力不足に加え、ゼネコン丸投げの下請搾取構造がある。

②**全国防災対策費** 「全国防災対策費」は、復興基本方針において、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」とされるもので、その内訳は表7の如くである。11年度3次補正と12年度予算の合計で約1.06兆円、うち約5割が一般公共事業、3割が学校施設の耐震化等、1割が警察・消防・自衛隊等の施設の整備等に充てられ、主に被災地以外の全国の施設に充当される（「流用問題」の1つ）。さらに、13年度概算要求でも全国防災対策費は0.94兆円計上され、累計額は約2兆円にも達する。

「全国防災対策費」は、仮に必要であるとしても、復興増税を財源とし、被災地復興という明確な目的をもった復興特別会計に計上することは不適切である。必要なら、一般会計で処理すべきであろう。この「流用問題」を生じたのは、各省庁の災害便乗要求にある。しかし、その基礎には、上述の復興基本法と基本方針における理念の誤謬がある。これを正すには、個別事業の単なる仕分けや見直しにとどまらず、基本法と基本方針の抜本的改正が不可欠である。一方、この分野の予算執行率を見ると11年度決算で22.6%と極めて低い。他方、繰越率は74.2%と高く、計上した予算のほぼ全額(97%)を使い切る予定となっており、災害便乗型経費の本質は明白である。

③**その他の東日本大震災関係経費** 復興予算が被災地と関係の薄い事業に充当されているもう1つの典型例は、「その他の東日本大震災関連経費」の中にある。特に、重大な問題は、大企業と関連産業への補助金投入を主軸とする諸事業の便乗傾向である(表8の1～5欄)。例えば、「国内立地補助金」は、震災による産業空洞化に対応したサプライチェーン中核分野の生産・研究開発拠点の立地促進の名目で、被災地とは直接関係のないトヨタ、三菱電機、東芝、キャノンなど大企業とその関連企業に約8割が支出されている。また、「資源権益確保関連」には、空洞化対策を名目とするレアアース・天然ガス鉱山の買収(経済産業省)や調査捕鯨の支援(農水省)等の事業が含まれている。その他、エコ補助金やエコポイントの増額、アジア・北米の青少年交流事業など、被災地の復興とは直

関関係のない、平時の権益確保型事業の便乗要求が多数混入されている。

その一方、被災地の中小企業再建を支援するために創設された「グループ補助金」は予算が足りず、申請企業の約 6 割が不採用となっている。補助金総額が少なすぎる上に、中小企業庁の認定基準が被災地の復興の実態に合っておらず、改善が望まれる。

また、「二重債務」への対応もうまく機能していない。「産業復興機構」は中小機構の余剰金 2,000 億円で被災 4 県に創設されたが、再生可能な優良企業に限定されている。そのため、議員立法で「事業者再生支援機構」が最大 5,000 億円の買取りを目途に新設された（3 月 2 日）。しかし、これも産業復興相談センターの相談(1,636 件)のうち機構に引継いだものはまだ 126 件(7.7%)に過ぎない(2012.11.27)。生業再建については、前進面がある一方、ハードルは依然高いといえよう。

④震災復興交付金 第 3 次補正の最大の目玉は、「東日本大震災復興交付金」1.56 兆円とされている。これは、震災復興基本法に基づく「東日本大震災復興特別区域法」により、「復興特区」を目指す自治体の、主に道路や土地再編等のハード事業を促進させるための「一括交付金」である。復興交付金は、自治体ごとに立てられる多様な復興計画に対応できるよう、比較的潤沢で、自由度の高い交付金であると説明されていた。

確かに、復興交付金は、5 省 40 事業に係る、道路、下水道、防災集団移転、土地区画整理、公営住宅、農地基盤整理、漁業集落整備等、インフラ復興の基幹事業のための交付金が、内閣府(復興庁)によって一括して計上される。しかし、実際の事業実施の管理主体は各所管省であるため、被災自治体からは、申請に際して所管省による使途の制限や事業内容の精査を求められるなど、被災地の実態に合わない、使い勝手の悪さが指摘されている。「復興交付金」は、一般交付金との説明とは裏腹に、自治体にとって肝心の財政自主権が保障されていず、国の省庁の権能が優先されている。ただ、事業のメニューとしては、津波復興拠点整備事業や造成宅地滑動崩落緊急対策事業の新設、また限定的とはいえ液状化対策推進事業などにより、被災者の負担軽減が幾分図られている。

⑤地方交付税交付金 「地方交付税交付金」は、「復興特別地方交付税」の加算分。防災集団移転など補助率引上げでもなお残る自治体負担の軽減や震災復興交付金の補完財源などにも充当可能である。ただし、防災移転の個人住宅建設、液状化や崩壊宅地の住宅再建、事務所・店舗の再建などは、依然として個人責任とされている。なお、今回注目されるのは、この特別交付税加算分に、従来の積立て運用型に替えて、「取崩し型復興基金」9 県 1,960 億円分の創設が盛込まれたこと。基金の運用方式は各県の判断にゆだねられ、市町村にも適応可能。被災者の生活や住宅再建、生業再建、コミュニティ再生に活用することが期待されるが、ただし、その実際の運用とこの基金額で足りるかは十分精査されなければならない(←cf. 事業費は、阪神約 3,550 億円、中越約 600 億円)。

⑥原子力災害復興関係費 原子力災害については、被災者に対する損害賠償補償金や損害賠償支援機構の創設経費のほか、主に汚染土壌等の除染、汚染廃棄物処理費等に、合計 1.1 兆円が計上された。しかし、賠償補償金や処理費用は 10 兆円より遥かに巨額になることは必至で、この程度の金額では極めて不十分である。また、東電の責任の所在がいまだ曖昧で、東電と国費との負担配分も不明確であるなど問題を残している。

(2) 「復興特区」制度の新設・税財政支援措置と「復興庁」の創設

- ・補正予算とセットになって、「東日本大震災復興特区法」が制定された。同法は、「地域の創意工夫を活かし多復興推進のための特別措置を設ける」として、特定被災区域（11県 222市町村）を対象に、3つの措置を用意した（①規制や手続きの緩和・特例、②税財政・金融の優遇措置、③復興交付金の創設）。
- ・もう1つ、大震災復興の司令塔となる「復興庁設置法案」を決定し、2月10日に発足した。本部は内閣に置き、復興施策の立案、復興特区の認定、復興交付金の配分に係る業務、各省庁との連絡調整を担当する。盛岡、仙台、福島に「復興局」を、その他、6つの支所、2つの事務所を配置する。首相を議長とし、全閣僚が参加する「復興推進会議」を置き、復興の進展度や問題点の洗い出しを行う、としている。

(3) 「復興特区」と「復興庁」の問題点

- ・復興特区や復興庁については、次のような特徴と問題点を指摘できる。
 - ①「復興特区」は、復興まちづくりなどを容易にする反面、経済特区として、政府主導の経済復興と民間企業の投資機会の拡大を主目的としており、被災者の生活・生業再建と自治体主導の復興が軽視されるおそれがある（宮城県の「水産業特区」など）。
 - ②「復興庁」が、復興特区の認定権と復興交付金の配分権を共に占有することで、権限と財源の両面から国主導型復興になることも否定できない（もっとも、事実上、中央の所管各省が、権限と財源を握り、復興庁はその窓口、調整機能を果たすだけになりつつあり、そうなると、手続きが煩雑になるだけとの批判も出てきている。）
 - ③「復興特区」は、被災11県222市町村をすべて対象とすることから、復興競争の激化と復興予算の不足、「創造的復興」への誘導によって、TPPを含む新自由主義的な復興政策の巨大な実験場になる懸念もある。

(4) 復興財源・復興増税問題

①復興財源

- ・復興財源について、政府は10年間で23兆円程度、前半5年間で約19兆円程度と見込んでいた。第1次～3次の補正予算で約15兆円、12年度当初予算を加えると、最初の5年間の想定額はほぼ使い切ってしまうことになる（図2）。しかし、市町村計画を積上げた10年間の復興予算見込額は、岩手県約8兆円、宮城県約12.8兆円で、原発事故で試算が遅れている福島県を含めると、最低30兆円は下らないと推察される。財源は復興増税のほか、当面一部は通常国債とは別枠の「復興債」で調達し、前半5年は、国債整理基金への財投特会からの繰入れやJT株、東京メトロ株の売却などの税外収入を繰入れるとしている（図1）。しかし、復興債も結局は税金で償還せざるを得ない以上、問題は、復興増税そのもの中身である。

②復興増税（表9）

- ・復興増税（「復興特別税」）の対象は、当初案では、所得税、法人税、個人住民税、たばこ税で、増税期間は所得税で10年、個人住民税で5年としていた。しかし、表9のように、民主・自民・公明・の三党合意で、各25年、10年に延長され、税負担もひきあげられた。

- ・一方、復興財源については、政府は当初、「現役世代で担って、将来世代には先送りしない」、と明言していた。しかし、消費税については、「社会保障と税の一体改革」の税源にするとして最初から除外したため、主要財源は、所得税と法人税しか残っていない。しかし、法人税については、経団連や経済同友会などの財界が、国際競争を名目に法人税実効税率の大幅な引下げを強く要求した。そこで考え出されたのが、復興財源づくりのために法人税増税を受け入れるとみせかけて、その実、大幅な法人税減税を獲得するというトリックであった。
- ・政府案では、図3のように、現行法人税率（国税）30%を先ず4.5%引下げ、その上で、これに10%の付加税を3年間課税する（税率28.05%）とした。これは、現行税率と比べても1.95%の減税、4年目以降は4.5%の実質減税となる。ところが、政府も財界も、法人税で3年間、総額2.4兆円の「増税」に協力したと主張したのである。しかし、現行制度と比べれば、この「増税」分を勘案しても、法人税は、実質10年間で5.6兆円、25年間では17.6兆円もの大幅減税を達成したことになる。これは、法人税の「復興増税への協力」というポーズをとった、法人税の「実質大減税」という詐欺的手法に他ならない。しかも、所得税は付加税により当初の5.5兆円が7.3兆円へ、個人住民税は均等割が0.15兆円から0.6兆円へ引上げられ、庶民増税は一段と強められた。
- ・しかも、それだけにはとどまらない。「復興増税」は、当面はともかく、増減税が相殺され、25年間では実質マイナス7.1兆円の減税超過（法人税減税による）になるので、実は復興財源としてさえ不十分だからである（表9の最下段）。とすれば、ここでも最後の頼みは、消費税の増税に帰着せざるをえない。ここに、「復興増税」のだましのトリックがある。現役世代だけでなく、25年にもわたって将来世代にも庶民増税を押しつけ、しかも、結局復興財源の不足が生じ、その穴を再び消費税で埋めるという仕組みなのである。しかも、所得税、住民税に加えて、消費税の大幅増税ということになれば、それは、震災被害から懸命に立ち上がろうとしている多数の被災者と被災地に、致命的な打撃を与えることは避けられない。「復興増税」は、実は、復興の足を引っ張りかねない「増税」というパラドックスなのである。
- ・しかしながら、「復興増税」だけが唯一の財源調達方法ではない。当面、10兆円ほどの復興財源は、不要不急の八ッ場ダムなどの大規模公共事業、「思いやり予算」等の見直し、法人税減税（年1.2兆円）と証券優遇税制の中止（年5,000億円）を数年行っただけで容易に生み出せる財源である。復興財源については、歳出削減、不公平税制の是正を第一に、もし不足が生じた場合には、260兆円の内部留保をもつ法人に特別の「復興支援国債」、個人については「復興永久国債」の活用なども考えられよう。

おわりに

- ・東日本大震災とその復興過程は、20世紀から続く日本の経済社会に根本的な問題を投げかけた。いまや震災復興をめぐる対抗軸は、日本の未来社会を見通しながらまとめると、次のように極めて鮮明になりつつある。
- ・①復興の目的を、被災者の「人間復興」、「人間の安全保障」、「生活・生業・労働・コミュ

ニティの復興」を第一義とするか、それとも、大企業の利益追求と新自由主義による「創造的復興」を最優先するか。

②復興の主体を、被災者を中心に被災自治体と国民による下からの復興路線によって組織するか、あるいは、財界主体、政官業主体の上からの復興路線をとるか。

③復興の方向を、地域自立・分節型の災害リスクに強い国土構造への転換と維持可能な社会の形成を目指した復興の途をとるか、それとも、東京一極集中型の、一見効率的だが災害に極めて弱いハイリスク型国土構造のままで復興するのか。

④復興後の将来ビジョンを、21世紀の脱原発、自然との共生を図る維持可能な社会の発展を見据えた復興を目指すのか、あるいは、20世紀の原発依存、大量生産・大量消費・環境破壊型の経済社会制度に固執した復興とするのか。

⑤復興をめぐる国と地方との関係を、被災者と被災地の実情とニーズに即して、地方分権・住民自治を基本とした制度・運用に根本的な改革方向を定めて復興するのか、それとも、従来の路線を踏襲した画一的な中央集権・官僚主導の方向で復興を進めるのか。

⑥復興財政を、被災者の生活と生業再建、コミュニティの再生、地域内再生産の復興のテコとして支出し、その財源を不要不急の歳出削減と不公平税制の是正、遊休資金の活用の方で調達するか、それとも、大手企業を中心とする開発・成長最優先の事業や全国課題に支出を分散させ、その財源を所得税、住民税のような庶民増税と、結局は消費税増税に依存して被災者、被災地の復興を遅らせ、妨害するのか。

- ・ こうして、東日本大震災からの復興は、わが国の将来社会のあり方にとっても決定的に重要な意味をもち、「人間復興」や「人間の安全保障」にとっても、さまざまな課題を極めて先鋭的に投げかけているといえることができる。

【参考文献】

環境省(2012)「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」(2011. 1. 17)。

緊急災害対策本部(2011)「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について」(2011. 12. 13)。

クライン, ナオミ (2011)『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く(上・下)』(生島幸子・村上由美子訳)、岩波書店。

小池拓自・依田紀久・加藤慶一(2011)「平成 23 年度第 3 次補正予算と今後の課題—東日本大震災からの復興予算」『調査と情報』729。

災害救助実務研究会 (2011)『災害救助の運用と実務—平成 23 年版』第一法規。

塩崎賢明(2010)「新長田区南地区再開発」(塩崎他編『大震災 15 年と復興の備え』クリエイツかもがわ)。

財務省(2011)「財務省関連法律(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案)」(第 179 国会)。

財務省主計局(2011)「第 3 次補正予算等の説明」(第 179 回国会)。

高田富三(2010)「神戸空港の破綻」(塩崎他編『大震災 15 年と復興の備え』クリエイツかもがわ)。

竹田陽介・矢嶋康次・打田委千弘(2011)「Sudden Stop ではなく Going Concern を一今こそ、名目 GDP 連動国債を発行するとき」(伊藤滋・奥野正寛・大西隆・花崎正晴編『東日本大震災復興への提言ー持続可能な経済社会の構築』東京大学出版会)。

内閣府(2011)「東日本大震災復興構想会議の開催について」(2011. 4. 11 閣議決定)。

日本経済団体連合会(2011)「平成 24 年度税制改正に関する提言」(2011. 9. 14)。

林 俊彦(2006)「復興資金ー復興財源の確保」(兵庫県『復興 10 年総括検証・提言データベース』)。

東日本大震災復興構想会議 (2011)「資料」。

福島県(2011)『福島県復興ビジョン』、『福島県復興計画(第 1 次)』福島県企画調整部。

福島県災害対策本部(2012)「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 490 報)」(2012. 1. 23)。

福田徳三(1924)『復興経済の原理及若干問題』同文館。

増田 紘・塩崎賢明(2010)『「阪神・淡路復興計画」事業費の検証ー16.3 兆円は何に使われたか』(塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編『大震災 15 年と復興の備え』クリエイツかもがわ)。

宮入興一(2006)「災害と地方財政」(宮本憲一・遠藤宏一編『セミナー現代地方財政 I』勁草書房)。

宮入興一 (2008)「過疎地域における災害復興の課題と展望ー能登半島地震災害を素材として」『年報・中部地方の経済と社会 (2007 年版)』。

宮入興一 (2009)「災害復興における生活・生業再建支援制度の到達点と今後の課題ー中越沖地震災害と近年の自然災害の検証を中心に」『愛知大学経済論集』179。

宮入興一(2011a)「東日本大震災の特徴と復旧・復興の諸課題」『環境と公害』2011. 6。

宮入興一(2011b)「東日本大震災と復興のかたちー成長・開発型復興から人間と絆の復興へ」『世界』2011. 8。

宮入興一(2012)「復旧・復興の課題と災害復興制度の抜本転換」『議会と自治体』165。

山口二郎・鈴木宣弘・宮入興一(2011)「『復旧』をないがしろにした『創造的復興』論の欺瞞と不道徳」(鼎談)」(農山漁村文化協会編『復興の大義ー被災者の尊厳を踏みにじる新自由主義的復興論批判』農山漁村文化協会)。

山中茂樹 (2011)『漂流被災者ー「人間復興」のための提言』河出書房新社。

表 1 東日本大震災と阪神・淡路大震災、四川大震災との被害状況等の比較

区 分	東日本 大震災	阪神・淡路 大震災	四川 大震災	
発生年月日	2011.3.11	1995.1.17	2008.5.12	
地震規模(マグニチュード)	M9.0	M7.3	M8.0	
被災地面積(万km ²)	6.6	0.8	13.3	
災害素因子	地震,津波,原発	地震	地震	
人的 被害	死 者 (人)	18,175	6,434	69,226
	行方不明者 (人)	2,769	3	17,923
	負 傷 者 (人)	6,114	43,792	374,643
建物 被害	倒壊家屋 (万戸)	39.6	18.6	778.9
	損壊家屋 (万戸)	72.8	66.5	2,459.0
直接経済被害額 (兆円)	16~25+a	9.9	12.6	
被災地による災害の型	地方都市・農漁村型	大都市型	地方都市・農山村型	

注:(1)被災地面積は、東日本は青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉の各県と東京都の合計、阪神・淡路は兵庫県、四川は極重災区と重災区の面積の合計。

(2)東日本の人的被害、建物被害は2012年10月30日現在(警察庁)。人的被害の死者数には、震災関連死2,303人(2012年9月30日現在)を含む。倒壊家屋は、全壊13.0万戸と半壊26.6万戸の合計。

資料: 日本は政府緊急災害対策本部、復興庁資料、四川は國務院報告・発表(2008.6~9)、より作成。

表 2 被害推計額の比較

区 分	東日本大震災 (内閣府(防災担当))	東日本大震災(内閣府(経済財政分析担当))		阪神・淡路大震災 (国土庁)
		ケース 1	ケース 2	
建築物等 (住宅,宅地,店舗,事務所,工場, 機械等)	約10兆4千億円	約11兆円	約20兆円	約6兆3千億円
ライフライン施設 (水道,ガス,電気,通信,放 送施設)	約1兆3千億円	約1兆円	約1兆円	約6千億円
社会基盤施設 (河川,道路,港湾,下水道,空 港等)	約2兆2千億円	約2兆円	約2兆円	2兆2千億円
その他 農林水産	1兆9千億円	約2兆円	約2兆円	約5千億円
その他	約1兆1千億円			
総計	約16兆9千億円	約16兆円	約25兆円	約9兆6千億円

注:(1)ストックの区分は内閣府(防災担当)の推計で用いたものによるものであり、推計により若干異なる

(2)内閣府(経済財政分析担当)の建築物の損壊率の想定は、ケース1では、津波被災地域は阪神の2倍程度、非津波地域は阪神と同程度、ケース2では、津波被災地域はケース1より特に大きい、非津波地域は阪神と同程度としている

資料:内閣府(防災担当)『東日本大震災における被害額の推計について』(2011年6月24日)。

表3 東北地方太平洋沖地震の建築物被害（警察庁 2012年10月29日18:00）

	全壊	半壊	流失	全焼	半焼	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家
北海道		4				329	545	7	469
青森県	308	701						958	1,363
岩手県	19,199	5,037			15	1,761	323	8,741	4,909
宮城県	85,315	151,736			135	15,475	12,894	224,264	26,603
秋田県								3	3
山形県	37	80							
福島県	21,014	71,939		77	3	1,061	338	162,310	1,116
東京都	15	198		1				4,847	1,101
茨城県	2,620	24,143			31	1,798	778	183,132	19,161
栃木県	260	2,109						72,018	295
群馬県		7						17,246	
埼玉県	24	199		1	1		1	1,800	33
千葉県	798	10,024			15	157	728	52,010	660
神奈川県		39						445	13
新潟県								17	9
山梨県								4	
静岡県							5	13	9
三重県						2			9
徳島県							2	9	
高知県						2	8		
合計	129,591	266,216			275	20,587	15,629	727,814	55,753

注:(1)津波により水没し壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。

(2)宮城県沖を震源とする地震(4/7)、福島県浜通りを震源とする地震(4/11・4/12)による被害を含む

(3)参考：阪神・淡路大震災の被害（兵庫県庁HP：2006年5月19日消防庁確定）全壊：104,906棟、半壊：144,274棟、全焼：7,036棟、半焼：96棟、部分焼：333棟、一部損壊：390,506棟、非住家被害：42,496棟。

資料：緊急災害対策本部『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について』2012年10月30日、pp.38

表4 東日本財特法等による特定被災公共団体の災害復旧事業に係る国庫補助負担率の嵩上げの概要

	対象事業	現行の原則	特別の補助率
公共インフラ施設	道路、漁港、港湾、下水道、公園等 公立学校	7/10程度 (公立学校は2/3)	8/10～9/10 程度
	公営住宅、入所福祉施設等	1/2	2/3程度
	街路等、改良住宅、上水道、一般廃棄物の処理施設、交通安全施設、集落排水施設	1/2	8/10～9/10(プール方式)
	工業用水道	45/100	
	仙台空港	8/10	8.5/10
社会福祉施設	社会福祉施設等	1/2	2/3
	介護老人保健施設	1/3	1/2
公共施設	公立社会教育施設(公民館、図書館、体育館等)	—	2/3
	警察施設、公的医療機関、公立火葬場・と畜場、保健所	1/2	2/3
	消防施設	1/3又は1/2	
	中央卸売市場	4/10	
被災市町村の臨時庁舎	—		
農林水産施設	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設、養殖施設、 土地改良区等の湛水排除事業	8/10程度	9/10程度
	森林組合等の堆積土砂事業	—	2/3
	共同利用小型漁船建造費	—	1/3
民間施設等	事業協同組合等、私立学校	—	1/2
	民間医療機関(救急医療等、精神科病院)	1/2(予算補助)	1/2(法律補助)
その他	市町村の感染症予防事業	1/2	2/3
	罹災者公営住宅建設事業	2/3	3/4
	ガレキ処理	1/2	1/2～9/10

(注)網掛け部分は東日本財特法による措置、それ以外は激甚災害法による措置である。内閣府資料より作成。

(出所)竹之内美砂子(2011)「東日本大震災に係る地方税財政上の対応」『立法と調査』318、p.19。

表5 東日本大震災関係経費の内訳

(単位:億円、%)

年 度	2010	2011	2011年度(補正予算)			2012年度	合 計	
			予備費	予備費	第1次 (5月2日)		第2次 (7月25日)	第3次 (11月21日)
(1) 災害救助等関係経費	301	503	4,829	-	941	762	7,336	3.9
(2) 災害廃棄物処理事業費	-	-	3,519	-	3,860	3,442	10,821	6.1
(3) 公共事業等関係費	-	-	16,179	-	14,734	5,091	36,004	20.3
(4) 災害関連融資関係経費	-	-	6,407	-	6,716	1,210	14,333	8.1
(5) 地方交付税交付金	-	-	1,200	5,455	16,635	5,490	28,780	16.3
(6) 東日本大震災復興交付金	-	-	-	-	15,612	2,868	18,480	10.4
(7) 全国防災対策費	-	-	-	-	5,752	4,827	10,579	6.0
(8) その他の東日本大震災関係経費	377	-	8,018	3,779	24,631	3,999	40,804	22.8
(9) 原子力災害復興関係経費	-	-	-	2,754	3,558	4,811	11,123	6.3
(10) 東日本大震災復興旧復興予備費	-	-	-	8,000	-2,343	4,000	9,657	5.1
(11) 国債整理基金特別会計へ繰入	-	-	-	-	-	1,253	1,253	0.7
合 計	678	503	40,153	19,988	90,096	37,754	189,170	100.0

(注)(1)「公共事業等関係費」は、公共土木施設・水道施設・学校施設等の復旧事業の他、水産基盤・農業農村整備、沿岸道路整備等を含む。

(2)「地方交付税交付金」は、交付税特会への震災復興財源としての繰入分。

(3) 予備費は、使途不明分はそのまま計上。第3次補正の予備費の減額分は、台風第12号対策等への振替分。

(4)「全国災害対策費」は、東日本大震災の被害にたつて、全国的に緊急に実施すべき防災・減災対策として、治山・治水、海岸、道路、港湾の施設補強、学校等の耐震化の他、警察・消防、自衛隊等の設備、装備の補強経費を含む。

(5)「その他の東日本大震災関係経費」には、自衛隊、消防、警察等の活動費、医療・雇用・生活再建支援・就学支援などの他、日本経済の再生の視点から、1兆円を超える規模の立地補助金、エコ補助金、エコ住宅建設等の「円高対策経費」が含まれている。

(6) 計数は四捨五入によっているので、端数が合計と一致しない場合がある。

(資料) 財務省「予算書・決算書データベース」、各予算の「説明」等、より作成。

表6 2011年度 第3次補正予算に係る東日本大震災関係経費の内訳

歳出項目	予算額 (億円)	構成比 (%)	備 考
1.東日本大震災関係経費(1)~(9)	92,439	79.9	(うち、円高対策等も含めて2兆円)
(1) 災害救助等関係経費	941	0.8	災害救助費、生活福祉資金貸付、被災者緊急支援
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,860	3.3	災害ガレキ2,300万トンの処理
(3) 公共事業等の追加	14,734	12.7	災害復旧費、復興一般公共事業費、施設復旧費
(4) 災害関連融資関係経費	6,716	5.8	中小企業等事業再建・経営安定融資実施経費
(5) 東日本大震災復興交付金	15,612	13.5	震災復興交付金の創設(一括補助金)
(6) 地方交付税交付金	16,635	14.4	震災復興特別交付税の加算
(7) 原子力災害復興関係経費	3,558	3.1	原発事故による汚染除却経費経費等
(8) 全国防災対策費	5,752	5.0	全国的に緊急実施の学校施設耐震化、公共事業費
(9) その他の東日本大震災関係経費	24,631	21.3	生産研究開発拠点立地補助金、エコタウン、水産支援
(10) 年金臨時財源の補てん	24,897	21.5	第1次補正財源として年金財源減額分を補填
(11) 既定経費の減額	-1,678	1.5	子ども手当、自衛隊活動経費の減額等
小計(1)~(11)(その他共)	115,658	100.0	
2.その他の経費(災害対策費)	867		
3.B型肝炎関係経費	279		
合 計	116,832		

資料:財務省主計局『平成23年度補正予算(第3号)等の説明(第179回国会提出)』,2011.10、より作成。

表7 「全国防災対策費」の内訳

(単位:億円、%)

年 度 区 分	2011	2012	合 計		[参考]2011年度決算	
	第3次補正	復興特会		(%)	執行率	繰越率
(1) 学校施設耐震化・防災機能強化	2,051	1209	3,260	30.8	14.3	86.0
①公立文教施設	1,627	667	2,294	21.7	13.9	
②国立大学	265	389	654	6.2	3.2	
③私立学校	151	110	261	2.5	38.8	
(2) 一般公共事業関係費	2,493	2,822	5,315	50.2	25.1	72.6
①治山治水対策	510	318	828	7.8	17.6	
②道路整備事業	1,092	337	1,429	13.5	33.2	
③港湾空港鉄道等整備	142	153	295	2.8	20.4	
④住宅都市環境整備	以下	235	235	2.2	99.6	
⑤農林水産基盤整備	182	255	437	4.1	13.8	
⑥社会資本整備総合交付金	566	1,462	2,028	19.2	20.9	
(3) 警察・消防・海上保安庁・自衛隊	793	339	1,132	10.7	16.4	73.3
(4) 医療施設等防災対策	245	95	340	3.2	78.7	5.2
(5) その他事業	100	363	463	4.4	18.2	58.8
合 計 (そ の 他 共)	5,752	4,827	10,579	100.0	22.6	74.2

(注) 2011年度決算の「執行率」は、支出済額÷予算現額、「繰越率」は繰越額÷予算現額として算出した比率(%)。

(資料) 財務省「平成23年度 補正予算(第3号)等の説明」(2011.10)、「平成24年度 予算の説明(東日本大震災復興特別会計)」(2012.4)、「平成23年度 決算の説明」(2012.11)、より作成。

表8 「その他の東日本大震災関係経費」の内訳

(単位:億円、%)

年度 区分	2011	2012	合 計		適 用
	第3次補正	復興特会		(%)	
(1) 国内立地補助金	5,000	280	5,280	18.4	・サプライチェーン中核分野の生産・研究開発拠点の立地促進
(2) 資源権益確保関連	283	-	283	1.0	・空洞化対策として天然ガス・レアアース鉱山等の買収、調査捕鯨支援
(3) 耐災害情報網構築	169	74	243	0.8	・情報通信網の災害耐性の強化
(4) 節電エコ補助金、エコタウン事業、エコポイント	4,610	-	4,610	16.1	・エコ補助金増額、住宅エコポイント、エコタウン化の推進
(5) 国際協力型復興 (小計)	177	以下	177	0.6	・アジア・北米との青少年国際交流、途上国援助、防災国際協力
(6) 中小企業対策	452	673	1,125	3.9	・被災企業リース補助、戦略技術強化、グループ補助
(7) 水産業の復旧・復興	1,576	302	1,878	6.6	・漁業・養殖業復興支援、共同施設復旧支援
(8) 農業・林業の再生 (小計)	1,597	112	1,709	6.0	・被災農家再開支援、飼料価格安定対策
(9) 雇用対策	3,780	107	3,887	13.6	・重点分野雇用創出事業
(10) 医療・介護・福祉	1,231	188	1,419	5.0	・地域医療再生、生活困窮者支援、介護支援
(11) 教育支援	411	90	501	1.7	・被災私立学校特別支援、就学支援
(12) 住宅(融資) (小計)	1,507	539	2,046	7.1	・復興住宅融資
(13) 警察・消防・自衛隊	1,667	951	2,618	9.1	・自衛隊施設・装備復旧他
合 計 (その他共)	24,631	3,999	28,630	100.0	

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数が合計と一致しない場合がある。

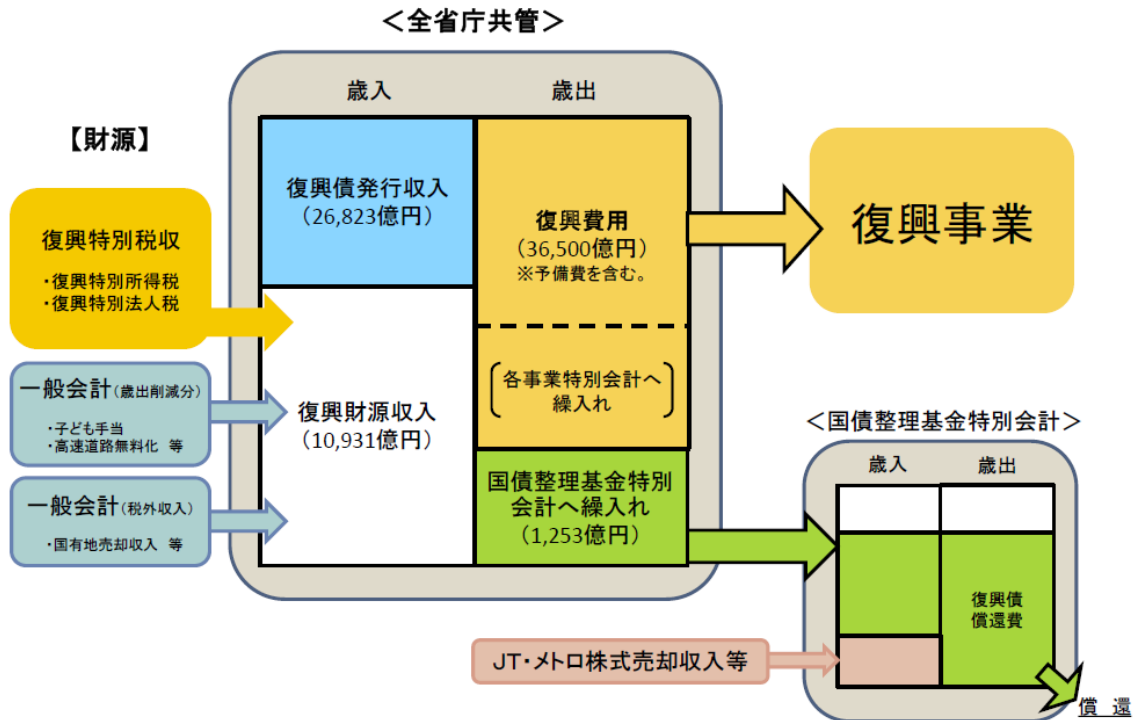
(資料) 表5と同じ。

表9 復興増税案とその変化（政府当初案と三党合意最終案との比較）

区 分	増税期間(年)		増税額 (兆円)		備 考
	当 初	最 終	当 初	最 終	
所得稅付加稅	10	25	5.5	7.3	付加稅率は、当初案の10年間年4%が、最終案では25年間年1.6%となるところ、年2.1%へと増稅見送り
所得控除等見直し	5	-	0.7	-	
個人住民稅均等割	5	10	0.15	0.6	均等割引上げ(年500円→1000円)
控除等見直し	4	10	0.2	0.2	個人住民稅退職所得10%稅額控除の廃止
たばこ稅引上げ	5	-	2.2	-	見送り(国・地方で各1円/1本の引上げ)
(小計) ①	-	-	8.8	8.1	
法人稅 ②	3	3	2.4	2.4	名目増稅(3年期限)
(實質減収分)	(-)	(-)	(△17.6)	(△17.6)	法人稅實質減稅(25年間分)
合計 ①+②	-	-	11.2	10.5	名目稅增收
(實質減収分)	(-)	(-)	(△6.4)	(△7.1)	實質稅減収(25年間分)

(注) 概算による推計なので、合計等が合わない場合がある。

資料：2011年度稅制調査會 第9回、第11回、第17回參考資料及び政府資料、より作成。



注：日本郵政株式についても郵政改革法案の成立後、できる限り早期に処分。

資料：財務省主計官資料。

図1 東日本大震災復興特別會計(仮称)のイメージ

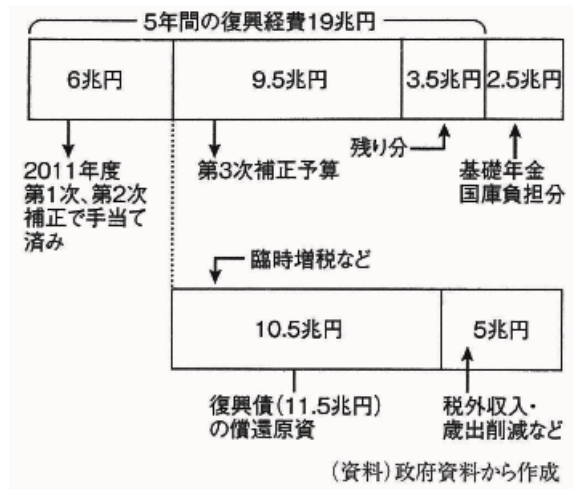
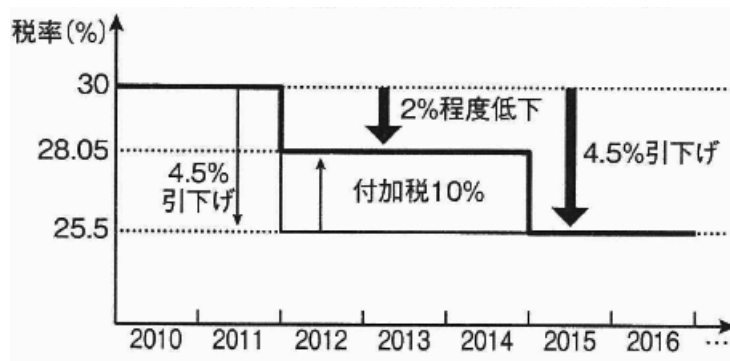


図2 復興に関わる歳出と歳入



(資料) 第11回 税制調査会資料(2011.10.11)より作成。

図3 法人税(国税)の「臨時増税」のからくり